

## 長野県立歴史館資料調査員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県立歴史館（以下「歴史館」という。）の資料収集に当たり、県内における資料の所在、分布等の調査を行うため、資料調査員（以下「調査員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 調査員は、歴史館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

2 調査員には、調査員証（様式第1号）を交付する。

3 調査員証は第6条に規定する調査以外に用いてはならない。

(任期)

第3条 調査員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(員数及び調査区域)

第4条 調査員は、16名以内とし、調査区域とその員数は別表のとおりとする。

(調査対象)

第5条 調査対象は、原始から現代に至る歴史的価値ある史資料とする。

(調査方法及び報告)

第6条 調査員は、必要に応じて資料所蔵者を訪問して、資料の有無、保存状況、所蔵者の変更その他館長が指示した事項について調査を行い、その調査結果を館長に報告するものとする。

(守秘義務等)

第7条 調査員は、調査に際しては人権を尊重し、プライバシーの保護に配慮するものとし、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。

(会議)

第8条 調査員の情報交換、調査事項の指示のため、館長は必要に応じて調査員会議を開催するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。